

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年10月31日（令和6年（行情）諮問第1204号ないし同第1207号）、令和7年2月5日（令和7年（行情）諮問第167号）及び同年4月14日（同第447号、同第449号、同第451号及び同第453号）

答申日：令和8年7月22日（令和8年度（行情）答申第401号ないし同第405号及び同第407号ないし同第410号）

事件名：「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成26年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書9」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書185」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年7月18日付け閣安保第342号ないし同第345号、同年11月1日付け同第473号並びに令和7年1月17日付け同第13号、同第15号、同第17号及び同第19号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分9」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）原処分1ないし原処分4について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ及びウ （略）

エ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）原処分5ないし原処分9について

ア 上記（1）アと同旨。

イ （略）

ウ 上記（1）エと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の趣旨について

（1）原処分1について（令和6年（行情）諮問第1204号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年7月19日付け閣安保第337号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和5年8月18日付け閣安保第389号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（以下「先行開示決定1」という。）を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第342号により残りの行政文書について原処分1を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）、「他に文書がないか

確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(2) 原処分2について（令和6年（行情）諮問第1205号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書2に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年10月26日付け閣安保第483号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和5年11月27日付け閣安保第528号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（以下「先行開示決定2」という。）を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第343号により残りの行政文書について原処分2を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(3) 原処分3について（令和6年（行情）諮問第1206号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書3に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年11月15日付け閣安保第515号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和5年12月18日付け閣安保第556号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（以下「先行開示決定3」という。）を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第344号により残りの行政文書について原処分3を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(4) 原処分4について（令和6年（行情）諮問第1207号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書4に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年1月4日付け閣安保第2号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年2月5日付け閣安保第57号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（以下「先行開示決定4」という。）を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第345号により残りの行政文書について原処分4を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(5) 原処分5について（令和7年（行情）諮問第167号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書5に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年2月5日付け閣安保第59号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年3月4日付け閣安保第106号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（以下「先行開示決定5」という。）を行い、さらに、令和6年11月1日付け閣安保第473号により残り

の行政文書について原処分5を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(6) 原処分6について(令和7年(行情)諮問第447号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書6に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年4月11日付け閣安保第182号により法第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、令和6年5月13日付け閣安保第232号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定(以下「先行開示決定6」という。)を行い、さらに、残りの行政文書について原処分6を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(7) 原処分7について(令和7年(行情)諮問第449号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書7に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年5月22日付け閣安保第243号により法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、令和6年6月21日付け閣安保第305号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定(以下「先行開示決定7」という。)を行い、さらに、残りの行政文書について原処分7を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(8) 原処分8について(令和7年(行情)諮問第451号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書8に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年6月12日付け閣安保第295号により法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、令和6年7月12日付け閣安保第336号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定(以下「先行開示決定8」という。)を行い、さらに、残りの行政文書について原処分8を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(9) 原処分9について(令和7年(行情)諮問第453号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書9に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年8月13日付け閣安保第379号により法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、令和6年9月13日付け閣安保第414号により本件開示請求に係る行政

文書のうち相当の部分について開示決定（以下「先行開示決定 9」という。）を行い、さらに、残りの行政文書について原処分 9 を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）、「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

（1）原処分 1 について

処分庁においては、原処分 1 において、本件対象文書を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定 1 及び原処分 1 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 1 は妥当である。

（2）原処分 2 について

処分庁においては、原処分 2 において、文書 1 ないし文書 5 0 及び文書 5 2 ないし文書 1 8 5（以下「本件対象文書 1」という。）を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定 2 及び原処分 2 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 2 は妥当である。

（3）原処分 3 について

処分庁においては、原処分 3 において、本件対象文書 1 を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定 3 及び原処分 3 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 3 は妥当である。

（4）原処分 4 について

処分庁においては、原処分 4 において、文書 1 ないし文書 3 4、文書 3 6 ないし文書 5 0 及び文書 5 2 ないし文書 1 8 5（以下「本件対象文書 2」という。）を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜

索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定4及び原処分4で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分4は妥当である。

(5) 原処分5について

処分庁においては、原処分5において、本件対象文書2を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定5及び原処分5で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分5は妥当である。

(6) 原処分6について

処分庁においては、原処分6において、文書2ないし文書34、文書36ないし文書50及び文書52ないし文書185（以下「本件対象文書3」という。）を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定6及び原処分6で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分6は妥当である。

(7) 原処分7について

処分庁においては、原処分7において、文書2ないし文書6、文書8ないし文書34、文書36ないし文書50及び文書52ないし文書185（以下「本件対象文書4」という。）を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定7及び原処分7で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分7は妥当である。

(8) 原処分8について

処分庁においては、原処分8において、本件対象文書4を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定8及び原処分8で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有し

ているとは認められない。

以上の点から、原処分 8 は妥当である。

(9) 原処分 9 について

処分庁においては、原処分 9 において、文書 3 ないし文書 6、文書 8 ないし文書 34、文書 36 ないし文書 50 及び文書 52 ないし文書 185（以下「本件対象文書 5」という。）を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定 9 及び原処分 9 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 9 は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分 1 について

ア 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記 2（1）のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

イ及びウ （略）

エ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記 2（1）のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定 1 及び原処分 1 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

(2) 原処分 2 について

ア 上記（1）アと同旨（ただし「上記 2（1）」とあるのは「上記 2（2）」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書 1」と読み替える。）。

イ及びウ （略）

エ 上記（1）エと同旨（ただし「上記 2（1）」とあるのは「上記 2（2）」、「先行開示決定 1」とあるのは「先行開示決定 2」、「原処分 1」とあるのは「原処分 2」と読み替える。）。

(3) 原処分 3 について

ア 上記（1）アと同旨（ただし「上記 2（1）」とあるのは「上記 2

（３）」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書１」と読み替える。）。

イ及びウ （略）

エ 上記（１）エと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（３）」、「先行開示決定１」とあるのは「先行開示決定３」、「原処分１」とあるのは「原処分３」と読み替える。）。

（４）原処分４について

ア 上記（１）アと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（４）」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書２」と読み替える。）。

イ及びウ （略）

エ 上記（１）エと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（４）」、「先行開示決定１」とあるのは「先行開示決定４」、「原処分１」とあるのは「原処分４」と読み替える。）。

（５）原処分５について

ア 上記（１）アと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（５）」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書２」と読み替える。）。

イ （略）

ウ 上記（１）エと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（５）」、「先行開示決定１」とあるのは「先行開示決定５」、「原処分１」とあるのは「原処分５」と読み替える。）。

（６）原処分６について

ア 上記（１）アと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（６）」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書３」と読み替える。）。

イ （略）

ウ 上記（１）エと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（６）」、「先行開示決定１」とあるのは「先行開示決定６」、「原処分１」とあるのは「原処分６」と読み替える。）。

（７）原処分７について

ア 上記（１）アと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（７）」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書４」と読み替える。）。

イ （略）

ウ 上記（１）エと同旨（ただし「上記２（１）」とあるのは「上記２（７）」、「先行開示決定１」とあるのは「先行開示決定７」、「原処分１」とあるのは「原処分７」と読み替える。）。

(8) 原処分8について

ア 上記(1)アと同旨(ただし「上記2(1)」とあるのは「上記2(8)」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書4」と読み替える。))。

イ (略)

ウ 上記(1)エと同旨(ただし「上記2(1)」とあるのは「上記2(8)」、「先行開示決定1」とあるのは「先行開示決定8」、「原処分1」とあるのは「原処分8」と読み替える。))。

(9) 原処分9について

ア 上記(1)アと同旨(ただし「上記2(1)」とあるのは「上記2(9)」、「本件対象文書」とあるのは「本件対象文書5」と読み替える。))。

イ (略)

ウ 上記(1)エと同旨(ただし「上記2(1)」とあるのは「上記2(9)」、「先行開示決定1」とあるのは「先行開示決定9」、「原処分1」とあるのは「原処分9」と読み替える。))。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 令和6年10月31日 | 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1204号ないし同第1207号) |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ | 同年11月21日 | 審議(同上) |
| ④ | 令和7年2月5日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第167号) |
| ⑤ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑥ | 同月19日 | 審議(同上) |
| ⑦ | 同年4月14日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第447号、同第449号、同第451号及び同第453号) |
| ⑧ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑨ | 同年5月7日 | 審議(令和7年(行情)諮問第447号及び同第449号) |
| ⑩ | 同年6月4日 | 審議(令和7年(行情)諮問第451号及び同第453号) |
| ⑪ | 令和8年7月15日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施(令 |

和 6 年（行情）諮問第 1 2 0 4 号ないし同第 1 2 0 7 号及び令和 7 年（行情）諮問第 1 6 7 号）、令和 6 年（行情）諮問第 1 2 0 4 号ないし同第 1 2 0 7 号、令和 7 年（行情）諮問第 1 6 7 号、同第 4 4 7 号、同第 4 4 9 号、同第 4 5 1 号及び同第 4 5 3 号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 4 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「平成 2 6 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の 4 のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには先行開示文書及び本件対象文書のみがつづられていた。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（2）これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、国家安全保障局において、先行開示文書及び本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の電話番号、FAX番号、内線番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない警察庁の職員の氏名が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。当該部分に記載されている職員は、いずれも警部及び同相当職以下の職にあるため、公表慣行がない。

また、当該部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、その職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近若しくは職員を懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれがあるため、当該警察職員の氏名を不開示とした。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁の職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全て。
- (2) 本件請求文書 2 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 389 号で残り部分とされた全て。
- (3) 本件請求文書 3 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 389 号で「残りの部分」とされた全て。
- (4) 本件請求文書 4 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 528 号で残り部分とされた全て。
- (5) 本件請求文書 5 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 556 号で「残りの部分」とされた全て。
- (6) 本件請求文書 6 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 106 号で「残りの部分」とされた全て。
- (7) 本件請求文書 7 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 185 号で残り部分とされた全て。
- (8) 本件請求文書 8 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 232 号「残りの部分」とされた全て。
- (9) 本件請求文書 9 特定識別番号「平成 26 年度安全保障法制の整備に関する閣議決定関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 305 号で残り部分とされた全て。

2 先行開示文書

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の準備について（平成 26 年 7 月 1 日閣議決定）

3 本件対象文書

文書 1 「国会議員からの資料要求への対応文書」「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書

文書 2 「国会議員からの資料要求への対応文書」「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント

- 文書3 「国会議員からの資料要求への対応文書」 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 報告書（概要）
- 文書4 「国会議員からの資料要求への対応文書」 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（関連資料）
- 文書5 「国会議員からの資料要求への対応文書」 平成26年5月15日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録） ＝法整備関連部分の抜粋＝
- 文書6 「国会議員からの資料要求への対応文書」 邦人輸送中の米輸送艦の防護 0515総理会見の際のパネル
- 文書7 「国会議員からの資料要求への対応文書」 御説明資料（与党協議26.6.6配布資料）
- 文書8 「国会議員からの資料要求への対応文書」 事例8～15と関連する過去の答弁（与党協議26.6.13配布資料）
- 文書9 「国会議員からの資料要求への対応文書」 船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について（与党協議26.6.17配布資料）
- 文書10 「国会議員からの資料要求への対応文書」 いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について（与党協議26.6.17配布資料）
- 文書11 「国会議員からの資料要求への対応文書」 機雷掃海関連答弁（与党協議26.6.17配布資料）
- 文書12 「国会議員からの資料要求への対応文書」 概要（たたき台）
＝ 目次 ＝ 平成26年6月17日（与党協議26.6.17配布資料）
- 文書13 「国会議員からの資料要求への対応文書」 御説明資料 「安全保障法制整備に関する与党協議会」 第5回会合（6.10）等における配布・公表資料（与党協議26.6.17配布資料）
- 文書14 「国会議員からの資料要求への対応文書」 座長試案 26.6.24（与党協議26.6.24配布資料）
- 文書15 「国会議員からの資料要求への対応文書」 概要（たたき台）
＝ 目次 ＝ 平成26年6月24日（与党協議26.6.24配布資料）
- 文書16 「国会議員からの資料要求への対応文書」 概要（改定版） 26.6.27（与党協議26.6.27配布資料）
- 文書17 「国会議員からの資料要求への対応文書」 閣議決定本文
- 文書18 「国会議員からの資料要求への対応文書」 閣議決定英語版
- 文書19 「国会議員からの資料要求への対応文書」 平成26年7月1日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録）
- 文書20 「国会議員からの資料要求への対応文書」 昭和58年3月15

- 日 参・予算委員会における谷川防衛庁長官答弁
- 文書 2 1 「国会議員からの資料要求への対応文書」衆・予算委 集中審議（5. 2 8）における関連主要答弁
- 文書 2 2 「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院外交防衛委員会（平成 2 6 年 4 月 1 0 日）議事録（抜粋）
- 文書 2 3 「国会議員からの資料要求への対応文書」予算委員会議録 平成 2 6 年 5 月 2 8 日①
- 文書 2 4 「国会議員からの資料要求への対応文書」予算委員会議録 平成 2 6 年 5 月 2 8 日②
- 文書 2 5 「国会議員からの資料要求への対応文書」発言用参考資料
- 文書 2 6 「国会議員からの資料要求への対応文書」質疑応答用資料
- 文書 2 7 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集
- 文書 2 8 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集関連資料
- 文書 2 9 「国会議員からの資料要求への対応文書」武力攻撃に至らない侵害への対処 与党協議会で使用した「事例集」より抜粋
- 文書 3 0 「国会議員からの資料要求への対応文書」「個別的自衛権」及び「集団的自衛権」とは
- 文書 3 1 「国会議員からの資料要求への対応文書」集団的自衛権などについて
- 文書 3 2 「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院決算委員会要求資料 集団的自衛権と憲法との関係 内閣法制局昭和四十七年十月十四日
- 文書 3 3 「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会合の開催日一覧
- 文書 3 4 「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会合・直近 3 回の政府側出席者一覧
- 文書 3 5 「想定問答」【想定】安保法制に関する閣議決定（平成 2 6 年 7 月 2 日）
- 文書 3 6 「想定問答」事例 1 ～ 7 想定問答（問立て）
- 文書 3 7 「想定問答」事例 1 ～ 7 想定問答（想定本文）
- 文書 3 8 「想定問答」事例 8 ～ 1 5 想定問答（問立て）
- 文書 3 9 「想定問答」事例 8 ～ 1 5 想定問答（想定本文）
- 文書 4 0 「閣議決定関連」事務連絡（2 6. 6. 3 0）「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障の整備について」について（協議）
- 文書 4 1 「閣議決定関連」「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（閣議決定案）
- 文書 4 2 「閣議決定関連」意見提出様式

- 文書 4 3 「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見
- 文書 4 4 「閣議決定関連」内閣官房副長官補付（国際平和協力担当から）の意見
- 文書 4 5 「閣議決定関連」警察庁からの質問
- 文書 4 6 「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見に対する回答
- 文書 4 7 「閣議決定関連」内閣官房副長官補付（国際平和協力担当から）の意見に対する回答
- 文書 4 8 「閣議決定関連」警察庁からの質問に対する回答
- 文書 4 9 「閣議決定関連」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（26. 7. 1）エンバーゴ付
- 文書 5 0 「閣議決定関連」閣議案件登録票
- 文書 5 1 「閣議決定関連」26. 7. 1の臨時閣議における総理大臣発言要旨
- 文書 5 2 「閣議決定関連」決裁文書
- 文書 5 3 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 5 4 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料1「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 文書 5 5 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料2「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
- 文書 5 6 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料3「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- 文書 5 7 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料4 平成26年5月15日安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝法整備関連部分の抜粋＝
- 文書 5 8 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 5 9 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料1 事例集
- 文書 6 0 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料2 事例集関連資料
- 文書 6 1 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 6 2 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料1 事例集
- 文書 6 3 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料2 事例集関連資料
- 文書 6 4 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料3 衆・予算委集中審議（5. 28）における関連主要答弁

- 文書 6 5 第 4 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 6 6 第 4 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 1 御説明資料
- 文書 6 7 第 4 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 2 事例集
- 文書 6 8 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 6 9 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 1 御説明資料
- 文書 7 0 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 2 搜索救助活動についての政府の考え方
- 文書 7 1 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 3 事例 8 ～ 1 5 と関連する過去の答弁
- 文書 7 2 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 4 事例集
- 文書 7 3 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」各事態における米艦防護の在り方（公明党資料）
- 文書 7 4 第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 7 5 第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 1 たたき台
- 文書 7 6 第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 2 S 4 7 政府見解
- 文書 7 7 第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 3 事例 8 ～ 1 5 と関連する過去の答弁
- 文書 7 8 第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 4 事例集
- 文書 7 9 第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 8 0 第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 1 船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
- 文書 8 1 第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 2 いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について
- 文書 8 2 第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 3 機雷掃海関連答弁
- 文書 8 3 第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 4 概要（たたき台）＝目次＝
- 文書 8 4 第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 5 御説明資料
- 文書 8 5 第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 6 たたき台

- 文書 8 6 第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 8 7 第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 1 概要
(たたき台)
- 文書 8 8 第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 2 御説明資料
- 文書 8 9 第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 3 機雷掃海関連答弁
- 文書 9 0 第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 4 公明党外交安全保障調査会・憲法調査合同会議（6．19）配付資料
- 文書 9 1 第 9 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 9 2 第 9 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 1 座長試案
- 文書 9 3 第 9 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 2 概要
(たたき台)
- 文書 9 4 第 10 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 9 5 第 10 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 概要
(改訂版)
- 文書 9 6 第 11 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- 文書 9 7 第 11 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」資料 閣議決定案の概要
- 文書 9 8 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第 5 回＞
- 文書 9 9 「自民党部会資料」＜第 5 回＞「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 文書 1 0 0 「自民党部会資料」＜第 5 回＞「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
- 文書 1 0 1 「自民党部会資料」＜第 5 回＞「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- 文書 1 0 2 「自民党部会資料」＜第 5 回＞平成 26 年 5 月 15 日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝ 法整備関連部分の抜粋 ＝
- 文書 1 0 3 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第 6 回＞
- 文書 1 0 4 「自民党部会資料」＜第 6 回＞平成 26 年 5 月 15 日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝ 法整備関連部分の抜粋 ＝
- 文書 1 0 5 「自民党部会資料」＜第 6 回＞「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 文書 1 0 6 「自民党部会資料」安全保障整備推進本部 次第＜第 7 回＞

文書 1 0 7 「自民党部会資料」＜第 7 回＞事例集
 文書 1 0 8 「自民党部会資料」＜第 7 回＞事例集関連資料
 文書 1 0 9 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第 8 回＞
 文書 1 1 0 「自民党部会資料」＜第 8 回＞事例集
 文書 1 1 1 「自民党部会資料」＜第 8 回＞御説明資料
 文書 1 1 2 「自民党部会資料」＜第 8 回＞事例集関連資料
 文書 1 1 3 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第 9 回＞
 文書 1 1 4 「自民党部会資料」＜第 9 回＞御説明資料（6. 6 公明党部会の配付資料）
 文書 1 1 5 「自民党部会資料」＜第 9 回＞御説明資料（第 5 回与党協議配付資料）
 文書 1 1 6 「自民党部会資料」＜第 9 回＞事例 8 ～ 1 5 と関連する過去の答弁
 文書 1 1 7 「自民党部会資料」＜第 9 回＞搜索救助活動についての政府の考え方
 文書 1 1 8 「自民党部会資料」＜第 9 回＞事例集
 文書 1 1 9 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第 1 0 回＞
 文書 1 2 0 「自民党部会資料」＜第 1 0 回＞船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
 文書 1 2 1 「自民党部会資料」＜第 1 0 回会合＞いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について（各種報道等より作成）
 文書 1 2 2 「自民党部会資料」＜第 1 0 回＞機雷掃海関連答弁
 文書 1 2 3 「自民党部会資料」＜第 1 0 回＞概要（たたき台）＝目次＝平成 2 6 年 6 月 1 7 日
 文書 1 2 4 「自民党部会資料」＜第 1 0 回＞御説明資料
 文書 1 2 5 「自民党部会資料」＜第 1 0 回＞参議院決算委員会要求資料（内閣法制局 昭和四十七年十月十四日）
 文書 1 2 6 「自民党部会資料」＜第 1 0 回＞たたき台
 文書 1 2 7 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第 1 1 回＞
 文書 1 2 8 「自民党部会資料」＜第 1 1 回＞御説明資料
 文書 1 2 9 「自民党部会資料」＜第 1 1 回＞機雷掃海関連答弁
 文書 1 3 0 「自民党部会資料」＜第 1 1 回＞概要（たたき台）＝目次＝平成 2 6 年 6 月 2 0 日
 文書 1 3 1 「自民党部会資料」＜第 1 1 回＞公明党外交安全保障調査

会・憲法調査会合同会議（６．１９）配付資料

- 文書１３２ 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第１
２回＞
- 文書１３３ 「自民党部会」＜第１２回＞座長私案
- 文書１３４ 「自民党部会資料」＜第１２回＞概要（たたき台）＝目次
＝平成２６年６月２４日
- 文書１３５ 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第＜第１
３回＞
- 文書１３６ 「自民党部会資料」＜第１３回＞概要（改訂版） ２
６．６．２７
- 文書１３７ 「自民党部会資料」＜第１３回＞安全保障法制整備推進本
部・安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 次第
- 文書１３８ 「自民党部会資料」＜第１３回＞国の存立を全うし、国民を
守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決
定案の概要） ２６．７．１
- 文書１３９ 「公明党部会資料」＜２６年５月２０日＞平成２６年（２０
１４年）第２９回 政調全体会議
- 文書１４０ ３－２－０２「公明党部会資料」＜２６年５月２０日＞「安
全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 文書１４１ 「公明党部会資料」＜平成２６年５月２０日＞「安全保障の
法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
- 文書１４２ 「公明党部会資料」＜２６年５月２０日＞「安全保障の法的
基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- 文書１４３ 「公明党部会資料」＜２６年５月２０日＞平成２６年５月１
５日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝法整備関連部分の
抜粋
- 文書１４４ 「公明党部会資料」＜２６年５月２７日＞平成２６年（２０
１４年）第３１回 政調全体会議
- 文書１４５ 「公明党部会資料」＜２６年５月２７日＞事例集
- 文書１４６ 「公明党部会資料」＜２６年５月２７日＞事例集関連資料
- 文書１４７ 「公明党部会資料」＜２６年６月３日＞１５事例の類型
- 文書１４８ 「公明党部会資料」＜２６年６月３日＞平成２６年（２０１
４年）第３３回 政調全体会議
- 文書１４９ 「公明党部会資料」＜２６年６月３日＞事例集
- 文書１５０ 「公明党部会資料」＜２６年６月３日＞事例集関連資料
- 文書１５１ 「公明党部会資料」＜２６年６月３日＞御説明資料
- 文書１５２ 「公明党部会資料」＜２６年６月６日＞公明党 外交安保調
査会・憲法調査会合同会議 出席者 ２０１４．６．６

文書153 「公明党部会資料」＜26年6月6日＞御説明資料

文書154 「公明党部会資料」＜26年6月6日＞事例集

文書155 「公明党部会資料」＜26年6月10日＞御説明資料

文書156 「公明党部会資料」＜26年6月10日＞搜索救助活動についての政府の考え方

文書157 「公明党部会資料」＜26年6月10日＞各事態における米艦防護の在り方

文書158 「公明党部会資料」＜26年6月10日＞事例8～15と関連する過去の答弁

文書159 「公明党部会資料」＜26年6月13日＞公明党 外交安保調査会・憲法調査会合同会議 出席者 2014. 6. 13

文書160 「公明党部会資料」＜26年6月13日＞参議院決算委員会要求資料（内閣法制局昭和四十七年十月十四日）

文書161 「公明党部会資料」＜26年6月13日＞事例集

文書162 「公明党部会資料」＜26年6月13日＞事例8～15と関連する過去の答弁

文書163 「公明党部会資料」＜26年6月13日＞各事態における米艦防護の在り方

文書164 「公明党部会資料」＜26年6月13日＞米艦防護に関する政府答弁

文書165 「公明党部会資料」＜26年6月17日＞船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について

文書166 「公明党部会資料」＜26年6月17日＞いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について

文書167 「公明党部会資料」＜26年6月17日＞機雷掃海関連答弁

文書168 「公明党部会資料」＜26年6月17日＞閣議決定概要（たたき台）＝目次＝

文書169 「公明党部会資料」＜26年6月17日＞御説明資料

文書170 「公明党部会資料」＜26年6月17日＞新三要件たたき台

文書171 「公明党部会資料」＜26年6月17日＞S47政府見解に関連する過去の答弁

文書172 「公明党部会資料」＜26年6月19日＞米艦防護等（事例8関連）に関する主な安倍総理答弁（5／28衆・予算委）

文書173 「公明党部会資料」＜26年6月19日＞平成26年（2014年）第38回 政調全体会議

文書174 「公明党部会資料」＜26年6月19日＞従来の政府見解の基本的な論理

文書175 「公明党部会資料」＜26年6月19日＞御説明資料

- 文書 176 「公明党部会資料」＜26年6月19日＞安保理決議第67
8号
- 文書 177 「公明党部会資料」＜26年6月19日＞他国の軍隊の艦船
等による邦人輸送の事例
- 文書 178 「公明党部会資料」＜26年6月19日＞昭和47年の政府
見解の論理構成（昭和47年10月14日参・決算委提出資料）
- 文書 179 「公明党部会資料」＜26年6月20日＞我が国を取り巻く
安全保障環境と国家安全保障上の課題 ※「国家安全保障戦略」
から抜粋
- 文書 180 「公明党部会資料」＜26年6月20日＞国連憲章における
集団的・個別的自衛権について 26. 6. 20 外務省
- 文書 181 「公明党部会資料」＜26年6月25日＞座長私案
- 文書 182 「公明党部会資料」＜26年6月25日＞概要（たたき台）
＝目次＝ 平成26年6月24日
- 文書 183 「公明党部会資料」＜26年6月27日＞概要（改訂版） 2
7. 6. 27
- 文書 184 「公明党部会資料」＜26年7月1日＞平成26年（201
4年）第40回 政調全体会議
- 文書 185 「公明党部会資料」国の存立を全うし、国民を守るための切
れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決定案概要） 2
6. 7. 1

4 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

（1）本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 先行開示決定1

先行開示文書

イ 原処分1

文書1ないし文書185（本件対象文書）

（2）本件請求文書2及び本件請求文書3の対象として特定された文書

ア 先行開示決定2及び先行開示決定3

文書51

イ 原処分2及び原処分3

文書1ないし文書50及び文書52ないし文書185（本件対象文書
1）

（3）本件請求文書4及び本件請求文書5の対象として特定された文書

ア 先行開示決定4及び先行開示決定5

文書35

イ 原処分4及び原処分5

文書 1 ないし 3 4、文書 3 6 ないし文書 5 0 及び文書 5 2 ないし文書 1 8 5（本件対象文書 2）

（4）本件請求文書 6 の対象として特定された文書

ア 先行開示決定 6

文書 1

イ 原処分 6

文書 2 ないし 3 4、文書 3 6 ないし文書 5 0 及び文書 5 2 ないし文書 1 8 5（本件対象文書 3）

（5）本件請求文書 7 及び本件請求文書 8 の対象として特定された文書

ア 先行開示決定 7 及び先行開示決定 8

文書 7

イ 原処分 7 及び原処分 8

文書 2 ないし文書 6、文書 8 ないし文書 3 4、文書 3 6 ないし文書 5 0 及び文書 5 2 ないし文書 1 8 5（本件対象文書 4）

（6）本件請求文書 9 の対象として特定された文書

ア 先行開示決定 9

文書 2

イ 原処分 9

文書 3 ないし文書 6、文書 8 ないし文書 3 4、文書 3 6 ないし文書 5 0 及び文書 5 2 ないし文書 1 8 5（本件対象文書 5）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 4 0	1 枚目の下部	不開示とした部分には、職員の直通電話番号及びメールアドレスに関する情報が記載されている。これらを公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため、不開示とした。
	文書 4 3	1 枚目の上部	不開示とした部分には、職員の直通電話番号、F A X 番号及びメールアドレスに関する情報が記載されている。これらを公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため、不開示とした。
	文書 4 4		
	文書 4 6		
	文書 4 7		
	文書 5 0	1 枚目の下部	いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため、不開示とした。
	文書 4 5	1 枚目の上部	不開示とした部分には、職員の電話番号、F A X 番号及びメールアドレスに関する情報が記載されている。これらを公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため、不開示とした。
	文書 4 8		
	文書 5 2	1 枚目の一部	不開示とした部分には、職員の内線電話番号に関する情報が記載されている。これらを公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、

			行政事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とした。
2	文書45	1枚目の上部	不開示とした部分には、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の「氏名」に関する情報が記載されている。これらは、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条4号に該当するため、不開示とした。
	文書48		

※当審査会事務局において整理した。